【長島中学校生徒心得】 今和6年度

長島中学校の生徒としての自覚を持って、意義ある中学校生活を過ごすために次のことを守る ようにしましょう。令和5年度より校内校則検討委員会を設置しましたので、定期的に生徒心得 の見直し・検討を行います。

登下校について

- (1) 午前8時までに登校します。
- (2) 元気のよいあいさつをするように心がけます。
- (3) 下校時刻を守ります。

	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月	18:10	18:20
5月~7月	18:30	18:40
9月前半	18:10	18:20
9月後半	17:50	18:00
10月	17:30	17:40
11月~1月	17:20	17:30
2月	17:30	17:40
3月	17:50	18:00
土曜授業,午前授業	16:00	16:10

- 5 時間授業の場合 15:20学活終了 活動時間15:30~17:30 下校時刻17:40
- (4) 登下校時には、買い食いや寄り道をしません。
- (5) 指定された通学路を交通規則を守って登下校します。

(遠方等の事情で車での送迎の場合も1km程度は歩いて登下校するようにしましょう。)

※下車ポイント 約0.5㎞ 長生園前 指江公民館前

> 城川内運動場 あきない 約1.0km

約1.5km サンセット長島

ア バス诵学

- ① 停留所には5分前までには着くようにし、停留所の美化にも気を配ります。
- ② 乗車のマナーを守り、他の乗客の迷惑にならないようにします。

イ 自転車通学(自転車通学許可対象者)

- ① 通学距離が3km以上の生徒に限ります。(概ね小浜, 唐隈以遠)
- ② 但し部活動に入っている生徒は、2km以上の通学距離でも許可します。
- ③ その他、特に自転車通学の必要が認められた生徒で、学校長の許可を得た者に 限ります。
- ④ 許可を受けた生徒は、本校指定の許可証(ステッカー)を自転車に貼ります。
- ⑤ 平成29年10月1日よりヘルメット着用と自転車保険の加入は義務化されています。

2 遅刻・欠席について

遅刻や欠席の場合には、保護者が電話で必ず学校に届けてください。

3 校内での生活について

- (1) 登校したら、無断で学校外へ出ません。必要なときには、許可を受けます。 また、忘れ物をした場合は、担当の先生に申し出ます。
- (2) 自分の持ち物には、必ず記名をしておきます。
- (3) 学習に不必要な物は持ってきません。筆箱・学用品等に不必要なものはつけません。 (シール・キーホルダーなど)また,はさみやカッター等の刃物については、学校で貸し出しますので、持ち込みません。コンパスについては、教科担当の指示に従います。
- (4) 学習用具類は、指示された置いて良い物以外は、毎日家に持ち帰り、学校に置きません。
- (5) 上履き,体育館シューズは学校指定のものを使用し,しっかり区別します。靴箱の上の棚は上履き,下の棚は下履きを置きます。すのこは靴では乗らないようにします。
- (6) 体育館の裏には立ち入らないようにします。職員駐車場では危険のため、遊びません。
- (7) 本校舎のトイレは外からの出入りはしてはいけません。外のトイレは体育の授業や昼休み, 部活動の時だけ使います。また, 体育館のトイレは授業や部活動の時や行事以外は使いません。
- (8) 裏の山や神社には作業や何か活動する時以外は入ってはいけません。
- (9) 机,椅子,その他学校の施設・設備は大切に扱い,落書きしたり傷つけたりしません。また,理科の授業以外で理科室前のベランダには出ません。教室のベランダにも作業や緊急時以外は出ません。普段は非常階段には立ち入りません。生徒校舎1階から非常口を利用して直接中庭へ行ってはいけません。非常口は緊急時のみ使用可能とします。また,事務室横の正面玄関は,来客用通路とし,非常時以外は使用しません。
- (10) 貴重品は学校に持ってきません。やむを得ない事情がある時は、担任の先生に預けます。
- (11) 遠足などの行事がある場合を除き、必ず指定のカバンで登校します。補助バッグだけでの 登校はしません。また、カバンにキーホルダーやプリクラなどをつけてはいけません。お守 りをつける場合は外から見えないようにカバンにつけます。
- (12) 男子の冬の制服の下は、白のカッターシャツとします。体育や掃除、作業の時には、学校 指定の体育服やジャージ等に着替えます。
- (13) 腕時計は持ってきてもよいが高価なものや派手なデザイン・色のものは使用しません。管理は自分で責任を持ちます。また、授業中はアラームを鳴らしません。
- (14) 更衣室は, 更衣の時のみ利用します。
- (15) 日焼け止めは、健康被害を考慮し、使用しても良い。ただし、無着色・無香料とする。制汗剤の使用についても規定を遵守し使用することは認める。違反があった場合は、使用を禁止する。
- 禁止する。 (16) SNSやスマホ等ネット機器の利用は、午後9時以降は保護者のものでも使用禁止です。 また家庭内でもルールを設け、安全対策をします。(町生活指導連絡協議会での申し合わせ事項)

4 服装等 (登下校は,原則制服です)※ 詳細は服装規定

- (1) 駅伝練習や部活動の朝練等がある場合,また,自転車通学生は体育服・ジャージでの登下校は可とします。
- (2) 昼休みの間に体育服・ジャージに着替え掃除時間に備えるようにします。
- (3) 下校時の服装は、原則として制服とします。ただし、放課後に体育的活動等がある場合や 部活動生は体育服や部活動の服装のまま下校してよいです。もちろん制服でもよいです。(6 校時に体育などがある場合、体育服のまま下校してもよいです。)
- (4) 男子の首ホックは、普段は特に指導はしません。儀式の時は留めるようにします。
- (5) ジャージの中には体育服を必ず着ることとし、男女とも制服の下にジャージを着ることは禁止します。

◆更衣室について

- ・ 男子…体育の授業の更衣は、教室及び体育館の更衣室を利用します。
- ・ 女子…体育の授業の更衣は、指定の更衣室及び体育館の更衣室を利用します。 その他の時は 1年…更衣室 2年…少人数教室 3年…少人数教室
 - ※ 利用するとき以外に、荷物を置いたままにしないようにします。

5 その他の共通理解

(1) 校内の連絡・指導体制発見者→学年部→生徒指導主任→校長・教頭

	生徒心得に関する違反 授業態度等(ア)	頭髪・服装 身なりの違反(イ)	故意の器物破損 不要物持ち込み (ウ)	校内暴力 いじめ (エ)	喫煙・飲酒・万引き 触法行為(オ)
1 口頭で指導 反省文(必要に応じて)	Ţ	1			
2 保護者連絡 反省文(必要に応じて)	ļ	ļ	ļ	ļ	
3 保護者同席指導 反省文(必要に応じて)	Ţ	ļ	ļ	ļ	1

報告→連絡→相談の徹底を!!

- ※ 1,2の指導を行っても改善される見込みがない場合、繰り返して指導を受けるような場合は、3の指導を行う。
- ※ 3の指導を行う場合は、学年部が中心となり指導する。必要に応じて生徒指導主任や校長、 教頭に同席してもらう。
- ※ 部活動生については顧問、副顧問とも連携をとりながら、部活動規定に沿って指導を進める。
- ※ 不要物持ち込み(ウ)についての対応は、下記の通りとする。

一時預かり	指導後,本人に返却	雑誌・漫画類、カードゲーム類、化粧品類、菓子類
指導後、保護者に返却	携帯、スマートフォン、ゲーム機、タブレット	